

2 総合事業訪問介護(令和8年6月1日から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349 単位	日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727 単位	日割の場合	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき			
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220	220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12				(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合			1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算				

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※長浜市では、事業対象者は項目(1321,2321)のサービスコードは使用できません

※ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

3 生活支援型訪問サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目	給付率						
A3	1001	80	生活支援型訪問サービスⅠ	イ 生活支援型訪問サービス費(Ⅰ) (30分以内)	72	1回につき		
A3	1002		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰ	72単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	65			
A3	1003		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	63			
A3	1011		生活支援型訪問サービスⅡ	ロ 生活支援型訪問サービス費(Ⅱ) (30分を超え1時間以内)	132			
A3	1012		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰ	132単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	119			
A3	1013		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	116			
A3	1021		生活支援型訪問サービスⅢ	ハ 生活支援型訪問サービス費(Ⅲ) (1時間を超え1時間30分以内)	192			
A3	1022		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰ	192単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	173			
A3	1023		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	169			
A3	1031		生活支援型訪問サービスⅣ	ニ 生活支援型訪問サービス費(Ⅳ) (1時間30分を超え2時間以内)	252			
A3	1032		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰ	252単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	227			
A3	1033		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱ	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	222			
A3	8211		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待措置未実施減算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×△1%	-1		
A3	8212		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×△1%	-1		
A3	8213		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×△1%	-1		
A3	8214		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×△1%	-1		
A3	8215		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×△1%	-1		
A3	8216		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×△1%	-1		
A3	8217		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×△1%	-2		
A3	8218		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×△1%	-2		
A3	8219		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×△1%	-2		
A3	8220		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×△1%	-3		
A3	8221		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×△1%	-2		
A3	8222		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×△1%	-2		
A3	9211		業務継続計画未策定減算Ⅰ		業務継続計画未策定減算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×△1%	-1	
A3	9212		業務継続計画未策定減算Ⅰ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×△1%	-1	
A3	9213		業務継続計画未策定減算Ⅰ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×△1%	-1	
A3	9214		業務継続計画未策定減算Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×△1%	-1	
A3	9215		業務継続計画未策定減算Ⅱ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×△1%	-1	
A3	9216		業務継続計画未策定減算Ⅱ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×△1%	-1	
A3	9217		業務継続計画未策定減算Ⅲ			生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×△1%	-2	
A3	9218		業務継続計画未策定減算Ⅲ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×△1%	-2	
A3	9219		業務継続計画未策定減算Ⅲ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×△1%	-2	
A3	9220		業務継続計画未策定減算Ⅳ			生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×△1%	-3	
A3	9221	業務継続計画未策定減算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×△1%	-2				
A3	9222	業務継続計画未策定減算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×△1%	-2				
A3	1901		特別地域加算Ⅰ	特別地域加算		生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×15%	11	
A3	1902		特別地域加算Ⅰ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×15%	10	
A3	1929		特別地域加算Ⅰ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×15%	9		
A3	1903		特別地域加算Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×15%	20		
A3	1904		特別地域加算Ⅱ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×15%	18		
A3	1930		特別地域加算Ⅱ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×15%	17		
A3	1905		特別地域加算Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×15%	29		
A3	1906		特別地域加算Ⅲ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×15%	26		
A3	1931		特別地域加算Ⅲ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×15%	25		
A3	1907		特別地域加算Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×15%	38		
A3	1908		特別地域加算Ⅳ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×15%	34		
A3	1932		特別地域加算Ⅳ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×15%	33		
A3	1911				小規模事業所加算Ⅰ	中山間地域等における小規模事業所加算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×10%	7
A3	1912				小規模事業所加算Ⅰ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×10%	7
A3	1933				小規模事業所加算Ⅰ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×10%	6
A3	1913				小規模事業所加算Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×10%	13
A3	1914				小規模事業所加算Ⅱ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×10%	12
A3	1934	小規模事業所加算Ⅱ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×10%	12			
A3	1915	小規模事業所加算Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×10%	19			
A3	1916	小規模事業所加算Ⅲ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×10%	17			
A3	1935	小規模事業所加算Ⅲ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×10%	17			
A3	1917	小規模事業所加算Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×10%	25			

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目	給付率					
A3	1918		小規模事業所加算Ⅳ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×10%	23	
A3	1936		小規模事業所加算Ⅳ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×10%	22	
A3	1921		中山間地域等提供加算Ⅰ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×5%	4	
A3	1922		中山間地域等提供加算Ⅰ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×5%	3	
A3	1937		中山間地域等提供加算Ⅰ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×5%	3	
A3	1923		中山間地域等提供加算Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×5%	7	
A3	1924		中山間地域等提供加算Ⅱ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×5%	6	
A3	1938		中山間地域等提供加算Ⅱ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×5%	6	
A3	1925		中山間地域等提供加算Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×5%	10	
A3	1926		中山間地域等提供加算Ⅲ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×5%	9	
A3	1939		中山間地域等提供加算Ⅲ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×5%	8	
A3	1927		中山間地域等提供加算Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×5%	13	
A3	1928		中山間地域等提供加算Ⅳ・同一Ⅰ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×5%	11	
A3	1940		中山間地域等提供加算Ⅳ・同一Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×5%	11	
A3	2001		初回加算		ホ 初回加算	200単位加算	200
A3	2011		生活機能向上連携加算Ⅰ		ヘ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A3	2012		生活機能向上連携加算Ⅱ			200単位加算	200
A3	2013		口腔連携強化加算	ト 口腔連携強化加算	50単位加算（1月に1回を限度）	50	
A3	1501		処遇改善加算（Ⅰ）イ／Ⅰ	チ 介護職員等処遇改善相当加算	(1)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅰ）イ 生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×27.0%	19	
A3	1517		処遇改善加算（Ⅰ）イ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×27.0%	36	
A3	1533		処遇改善加算（Ⅰ）イ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×27.0%	52	
A3	1549		処遇改善加算（Ⅰ）イ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×27.0%	68	
A3	6501		処遇改善加算（Ⅰ）ロ／Ⅰ	(2)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅰ）ロ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×28.7%	21	
A3	6517		処遇改善加算（Ⅰ）ロ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×28.7%	38	
A3	6533		処遇改善加算（Ⅰ）ロ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×28.7%	55	
A3	6549		処遇改善加算（Ⅰ）ロ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×28.7%	72	
A3	1601		処遇改善加算（Ⅱ）イ／Ⅰ	(3)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅱ）イ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×24.9%	18	
A3	1617		処遇改善加算（Ⅱ）イ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×24.9%	33	
A3	1633		処遇改善加算（Ⅱ）イ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×24.9%	48	
A3	1649		処遇改善加算（Ⅱ）イ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×24.9%	63	
A3	6601		処遇改善加算（Ⅱ）ロ／Ⅰ	(4)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅱ）ロ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×26.6%	19	
A3	6617		処遇改善加算（Ⅱ）ロ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×26.6%	35	
A3	6633		処遇改善加算（Ⅱ）ロ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×26.6%	51	
A3	6649		処遇改善加算（Ⅱ）ロ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×26.6%	67	
A3	1701		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅰ	(5)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅲ）	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×20.7%	15	
A3	1717		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×20.7%	27	
A3	1733		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×20.7%	40	
A3	1749		処遇改善加算（Ⅲ）／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×20.7%	52	
A3	1801		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅰ	(6)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅳ）	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×17.0%	12	
A3	1817		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×17.0%	22	
A3	1833		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×17.0%	33	
A3	1849		処遇改善加算（Ⅳ）／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×17.0%	43	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善相当加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 集中支援型訪問サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目	利用者負担額（円）					
A4	1001	200	集中支援型訪問サービスⅠ	イ 集中支援型 訪問サービス費 （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 （運動機能向上）	454	1回につき
A4	1002	200	集中支援型訪問サービスⅠ・初回			初回訪問時 150単位加算	
A4	1011	200	集中支援型訪問サービスⅡ	ロ 集中支援型 訪問サービス費 （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （栄養改善）	454	
A4	1012	200	集中支援型訪問サービスⅡ・初回			初回訪問時 150単位加算	
A4	1021	200	集中支援型訪問サービスⅢ	ハ 集中支援型 訪問サービス費 （Ⅲ）	事業対象者・要支援1・2 （口腔機能向上）	454	
A4	1022	200	集中支援型訪問サービスⅢ・初回			初回訪問時 150単位加算	

※ロ 集中支援型訪問サービス費（Ⅱ）、ハ 集中支援型訪問サービス費（Ⅲ）は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 総合事業通所介護(令和8年6月1日から)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス11日割			59 単位			
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス12日割			119 単位			
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	436	1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス22			※1月の中で全部で8回まで 447 単位			
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算			-1
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算			-1
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			4 単位減算			-4
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1 単位減算			-1
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1 単位減算			-1
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22			4 単位減算			-4
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2 752 単位減算			-752
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合 94 単位減算			-94
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算	88	1月につき	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2 176 単位加算			176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72 単位加算	72		
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ			事業対象者・要支援2 144 単位加算			144
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24 単位加算	24		
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ			事業対象者・要支援2 48 単位加算			48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算			
A6	6183 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算			
A6	6184 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6185 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算			
A6	6186 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算			
A6	6187 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6188 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6189 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A6	8001 通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259	1月につき		
A6	8002 通所型独自サービス11日割・定超			59 単位				
A6	8011 通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位			2,535	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス12日割・定超			119 単位				
A6	8003 通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	305	1回につき		
A6	8013 通所型独自サービス22・定超			※1月の中で全部で8回まで 447 単位				

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A6	9001 通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259	1月につき		
A6	9002 通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位				
A6	9011 通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位			2,535	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位				
A6	9003 通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	305	1回につき		
A6	9013 通所型独自サービス22・人欠			※1月の中で全部で8回まで 447 単位				

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※長浜市では、事業対象者は項目(1121,1122,1123,6108,6012,6104,8011,8012,8013,9011,9012,9013)のサービスコードは使用できません

※事業所が送迎を行わない場合については、「通所型独自サービス1」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、「通所型独自サービス2」を算定している場合は

1月につき752単位の範囲内で減算する。

7 活動支援型通所サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード					サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目	給付率	種類	項目					給付率		
A7	1001	90	A7	1004	80	イ 活動支援型通所サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(半日・送迎なし) 286単位(送迎相当47*2単位減)	286	1回につき		
A7	1002		A7	1005			定員超過の場合 ×70%	200			
A7	1003		A7	1006			看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	200			
A7	1011		A7	1014		ロ 活動支援型通所サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(半日・送迎あり) 380単位	380			
A7	1012		A7	1015			定員超過の場合 ×70%	266			
A7	1013		A7	1016			看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	266			
A7	1021		A7	1024		ハ 活動支援型通所サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2(全日・送迎なし) 308単位(送迎相当47*2単位減)	308			
A7	1022		A7	1025			定員超過の場合 ×70%	216			
A7	1023		A7	1026			看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	216			
A7	1031		A7	1034		ニ 活動支援型通所サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(全日・送迎あり) 402単位	402			
A7	1032		A7	1035			定員超過の場合 ×70%	281			
A7	1033		A7	1036			看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	281			
A7	8211		A7	8231		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算		活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×△1%	-3
A7	8212		A7	8232		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・定超				活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	8213		A7	8233		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・人欠				活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	8214		A7	8234		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ				活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×△1%	-4
A7	8215		A7	8235		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・定超				活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	8216		A7	8236		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・人欠				活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	8217		A7	8237		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ				活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×△1%	-3
A7	8218		A7	8238		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・定超				活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	8219		A7	8239		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・人欠				活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	8220		A7	8240		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ				活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×△1%	-4
A7	8221		A7	8241		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・定超				活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	8222		A7	8242		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・人欠				活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	9211		A7	9231		業務継続計画未策定減算減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算		活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×△1%	-3
A7	9212		A7	9232		業務継続計画未策定減算減算Ⅰ・定超				活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	9213		A7	9233		業務継続計画未策定減算減算Ⅰ・人欠				活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	9214		A7	9234		業務継続計画未策定減算減算Ⅱ				活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×△1%	-4
A7	9215		A7	9235		業務継続計画未策定減算減算Ⅱ・定超				活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	9216		A7	9236		業務継続計画未策定減算減算Ⅱ・人欠				活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	9217		A7	9237		業務継続計画未策定減算減算Ⅲ				活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×△1%	-3
A7	9218		A7	9238		業務継続計画未策定減算減算Ⅲ・定超				活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	9219		A7	9239		業務継続計画未策定減算減算Ⅲ・人欠				活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	9220		A7	9240		業務継続計画未策定減算減算Ⅳ				活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×△1%	-4
A7	9221		A7	9241		業務継続計画未策定減算減算Ⅳ・定超				活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	9222		A7	9242		業務継続計画未策定減算減算Ⅳ・人欠				活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	1901		A7	1913		中山間地域等提供加算Ⅰ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×5%	14	
A7	1902		A7	1914		中山間地域等提供加算Ⅰ・定超			活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×5%	10	
A7	1903		A7	1915		中山間地域等提供加算Ⅰ・人欠			活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×5%	10	
A7	1904		A7	1916		中山間地域等提供加算Ⅱ			活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×5%	19	
A7	1905		A7	1917		中山間地域等提供加算Ⅱ・定超			活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×5%	13	
A7	1906		A7	1918		中山間地域等提供加算Ⅱ・人欠			活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×5%	13	
A7	1907		A7	1919		中山間地域等提供加算Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×5%	15	
A7	1908		A7	1920		中山間地域等提供加算Ⅲ・定超			活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×5%	11	
A7	1909		A7	1921		中山間地域等提供加算Ⅲ・人欠			活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×5%	11	
A7	1910		A7	1922		中山間地域等提供加算Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×5%	20	
A7	1911		A7	1923		中山間地域等提供加算Ⅳ・定超			活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×5%	14	
A7	1912		A7	1924		中山間地域等提供加算Ⅳ・人欠			活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×5%	14	
A7	1401		A7	1402		若年性認知症受入加算	ホ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240	1月につき
A7	1405		A7	1407		同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合	事業対象者・要支援1 376単位減算		-376	
A7	1406		A7	1408		同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算		-752	
A7	1411		A7	1412		生活機能向上グループ活動加算	ヘ 生活機能向上グループ活動加	100単位加算		100	
A7	1421		A7	1422		運動器機能向上加算	ト 運動器機能向上加算	225単位加算		225	
A7	2149		A7	2150		栄養アセスメント加算	チ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50	
A7	1431		A7	1432		栄養改善加算	リ 栄養改善加算	200単位加算		200	
A7	1441		A7	1442		口腔機能向上加算Ⅰ	ヌ 口腔機能向上加算	150単位加算		150	
A7	2151		A7	2152		口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算		160	
A7	6310		A7	6311		一体的サービス提供加算	ル 一体的サービス提供加算	480単位加算		480	

サービスコード						サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目	給付率	種類	項目	給付率							
A7	2153	90	A7	2155	80	サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	㉞ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1	88単位加算	88		
A7	2154		A7	2156		サービス提供体制強化加算Ⅰ 2		事業対象者・要支援 2	176単位加算	176		
A7	1475		A7	1481		サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	72単位加算	72		
A7	1476		A7	1482		サービス提供体制強化加算Ⅱ 2		事業対象者・要支援 2	144単位加算	144		
A7	1479		A7	1485		サービス提供体制強化加算Ⅲ 1	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24単位加算	24		
A7	1480		A7	1486		サービス提供体制強化加算Ⅲ 2		事業対象者・要支援 2	48単位加算	48		
A7	2157		A7	2158		生活機能向上連携加算Ⅰ	㉟ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3か月に1回を限度)		100単位加算	100		
A7	1491		A7	1493		生活機能向上連携加算Ⅱ 1	(2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		200単位加算	200		
A7	1492		A7	1494		生活機能向上連携加算Ⅱ 2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A7	2159		A7	2160		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	㊱ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)		20単位加算	20		1回につき
A7	1495		A7	1496		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	加算 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A7	2161		A7	2162		科学的介護推進体制加算	㊲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		1月につき
A7	1501		A7	1525		処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅰ	㊳ 介護職員等処遇改善相当加算 (利用定員が19人以上の場合)	(1)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.1%	32		1回につき
A7	1507	A7	1531	処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅱ	(Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.1%		42				
A7	1513	A7	1537	処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅲ	(Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.1%		34				
A7	1519	A7	1543	処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅳ	(Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.1%		45				
A7	1951	A7	1925	処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅰ	(2)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×12.0%		34				
A7	1957	A7	1931	処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅱ	(Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×12.0%		46				
A7	1963	A7	1937	処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅲ	(Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×12.0%		37				
A7	1969	A7	1943	処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅳ	(Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×12.0%		48				
A7	1601	A7	1625	処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅰ	(3)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×10.9%		31				
A7	1607	A7	1631	処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅱ	(Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×10.9%		41				
A7	1613	A7	1637	処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅲ	(Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×10.9%		34				
A7	1619	A7	1643	処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅳ	(Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×10.9%		44				
A7	2001	A7	2025	処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅰ	(4)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.8%		34				
A7	2007	A7	2031	処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅱ	(Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.8%	45					
A7	2013	A7	2037	処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅲ	(Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.8%	36					
A7	2019	A7	2043	処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅳ	(Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.8%	47					
A7	1701	A7	1725	処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅰ	(5)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×9.9%	28					
A7	1707	A7	1731	処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅱ	(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×9.9%	38					
A7	1713	A7	1737	処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅲ	(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×9.9%	30					
A7	1719	A7	1743	処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅳ	(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×9.9%	40					
A7	1801	A7	1825	処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅰ	(6)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×8.3%	24					
A7	1807	A7	1831	処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅱ	(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×8.3%	32					
A7	1813	A7	1837	処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅲ	(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×8.3%	26					
A7	1819	A7	1843	処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅳ	(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×8.3%	33					
A7	6101	90	A7	6125	80	処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅰ 2	(1)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.7%	33	1回につき		
A7	6107		A7	6131		処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅱ 2	(Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.7%	44			
A7	6113		A7	6137		処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅲ 2	(Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.7%	36			
A7	6119		A7	6143		処遇改善加算 (Ⅰ) イ/Ⅳ 2	(Ⅰ) イ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.7%	47			
A7	6201		A7	6225		処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅰ 2	(2)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×12.7%	36			
A7	6207		A7	6231		処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅱ 2	(Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×12.7%	48			
A7	6213		A7	6237		処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅲ 2	(Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×12.7%	39			
A7	6219		A7	6243		処遇改善加算 (Ⅰ) ロ/Ⅳ 2	(Ⅰ) ロ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×12.7%	51			
A7	6301		A7	6325		処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅰ 2	(3)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.5%	33			
A7	6307		A7	6331		処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅱ 2	(Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.5%	44			
A7	6313		A7	6337		処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅲ 2	(Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.5%	35			
A7	6319		A7	6343		処遇改善加算 (Ⅱ) イ/Ⅳ 2	(Ⅱ) イ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.5%	46			
A7	6401		A7	6425		処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅰ 2	(4)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×12.5%	36			
A7	6407		A7	6431		処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅱ 2	(Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×12.5%	48			
A7	6413		A7	6437		処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅲ 2	(Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×12.5%	39			
A7	6419		A7	6443		処遇改善加算 (Ⅱ) ロ/Ⅳ 2	(Ⅱ) ロ	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×12.5%	50			
A7	6501		A7	6525		処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅰ 2	(5)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×10.5%	30			
A7	6507		A7	6531		処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅱ 2	(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×10.5%	40			
A7	6513		A7	6537		処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅲ 2	(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×10.5%	32			
A7	6519		A7	6543		処遇改善加算 (Ⅲ) /Ⅳ 2	(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×10.5%	42			
A7	6601		A7	6625		処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅰ 2	(6)介護職員等処遇改善相当加算 (Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×8.9%	25			
A7	6607		A7	6631		処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅱ 2	(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×8.9%	34			
A7	6613		A7	6637		処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅲ 2	(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×8.9%	27			
A7	6619		A7	6643		処遇改善加算 (Ⅳ) /Ⅳ 2	(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×8.9%	36			

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善相当加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 集中支援型通所サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード			サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率					
A7	1101	90	集中支援型通所サービスⅠ	イ 集中支援型通所サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上・送迎あり）	345	1回につき
A7	1102		集中支援型通所サービスⅡ	ロ 集中支援型通所サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上・送迎なし）	251	

15 介護予防ケアマネジメント（令和8年6月1日から）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 442単位	442	1月につき
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB		事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 411単位	411	
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC		事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 442単位	442	
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
A F	7001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	
A F	9001	高齢者虐待措置未実施減算A	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	介護予防ケアマネジメントA/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	9002	高齢者虐待措置未実施減算B			介護予防ケアマネジメントB/Iの所定単位数 411単位 ×△1%	-4
A F	9003	高齢者虐待措置未実施減算C			介護予防ケアマネジメントC/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	9011	業務継続計画未策定減算A	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	介護予防ケアマネジメントA/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	9012	業務継続計画未策定減算B			介護予防ケアマネジメントB/Iの所定単位数 411単位 ×△1%	-4
A F	9013	業務継続計画未策定減算C			介護予防ケアマネジメントC/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	6001	処遇改善加算1	ニ 介護職員等処遇改善相当加算	所定単位数の2.1%に相当する単位数を算出	8単位加算	8
A F	6002	処遇改善加算2			9単位加算	9
A F	6003	処遇改善加算3			15単位加算	15
A F	6004	処遇改善加算4			16単位加算	16
A F	6005	処遇改善加算5			21単位加算	21
A F	6006	処遇改善加算6			22単位加算	22